

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：令和元年7月3日

付議事項提出部局	健康福祉部こども課	
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項	
件名	幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱い等について	
付議事項の概要	<p>○2019年10月より、保育所、認定こども園、幼稚園を利用する3-5歳児にかかる保育料が無償化されることとなる。保育料に含まれている副食費が無償の対象にならず実費として徴収する。また、無償化の対象施設が認可施設以外も対象となる。</p> <p>1. 食材料費の取扱いについて、公立保育所等の副食費の徴収額をいくりにするかまた、徴収方法をどのように行うか</p> <p>2. 無償化の対象となる認可外保育施設の対象範囲について、市の条例で設定するか</p> <p>3. 新事業の「子育てのための施設等利用給付」について、給付の方法を保護者への償還払いとするか、施設の法定代理受領とするか</p>	
審議の論点	<p>1. 食材料費の取扱いについて</p> <p>○公立保育所等の食材料費について、副食費4,500円、主食費600円としたい。</p> <p>○私立施設については、公立保育所で設定する副食費4,500円を示し、各施設において実際に必要な費用の額に応じて適切な設定を依頼することとしたい。</p> <p>2. 認可外保育施設の対象範囲に係る条例制定について</p> <p>○無償化の対象となる認可外保育施設の対象範囲について、市の条例を設定しないこととしたい。</p> <p>3. 施設等利用給付の支出方法等について</p> <p>○子育てのための施設等利用給付の支払いについて、償還払い方式としたい。</p>	
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 	
関係資料の有無 (○をする)	<p style="text-align: center;">(有) ・ 無</p>	